

パブリック・コメントの実施結果について

案件名	提案公表期間	実施状況
「公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（以下、「条例」といいます。）の一部改正に関する意見募集について	平成 25 年 11 月 6 日から 平成 25 年 12 月 6 日まで	提出された意見は 28 件でした。

【意見】

	意見内容	同種意見	岩手県警察の考え方
1	改正の内容については賛同するが、条例の恣意的運用がなされないよう、適正・適切な捜査をお願いしたい。		被害者の申告や被害関係者からの聴取内容、目撃者等の目撃状況、防犯カメラ映像等を比較検証・精査するなどの捜査を行います。 また、取調べにつきましては、本条例違反のみならず、全ての事件捜査において、適正に行うことが当然のことであり、今後も徹底いたします。
2	改正の内容については賛同するが、冤罪防止のためにも、自白強要の禁止等についてお願いしたい。		
3	証拠（盗撮画像）がないのに取締りをするのか。 被害者の思い過ごし等により、盗撮されたと訴えられれば、逮捕等されることになり、冤罪の恐れがあるのではないか。	10 件	条例の一部改正を検討した理由は、例えば盗撮目的でスカートの下に写真機等を差し出した行為（以下、「差し出し行為」といいます。）を認知した場合でも、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 画像が暗い。不鮮明である ・ シャッターを押したが画像が保存されていない ・ 盗撮後に画像を消去した（復元できる場合もあり） 等的事案では、本県条例の現行規定では処罰することができません。 一方、全国のほとんどの都道府県において、差し出し行為自体が「人を著しく羞恥させ、不安を生じさせ、嫌悪の情を催させる」迷惑行為であるとして、盗撮画像の有無に拘わらず取締りを行っている現状にあります。 盗撮画像は確認できなくても、第三者の目撃、防犯カメラ映像等により、同行為を認定できるものであり、すでに取締りを行っている他県においても、同様の方法により立証していま

			<p>す。</p> <p>また、被害申告に基づく証拠を確認せずに、取り締まるということはあってはならず、客観的な証拠の吟味、精査を行います。</p>
4	写真機等を人に向けただけで違反となるのか。	2件	<p>人に向けただけで違反になるものではなく、3において前述したとおり、スカート内の下着等に向けて写真機等を差し出す行為を規制対象とするものであります。</p> <p>そのような行為をされれば誰もが羞恥し、不安になると思われる行為が対象となります。</p> <p>記念写真を撮る、風景を撮る等の正当な撮影行為を規制するものではありません。</p>
5	風景、イベント等の撮影や店頭商品の窃盗を証拠化するための撮影等まで、規制対象となるおそれがあるなど、条例が拡大解釈されないか。		
6	盗撮目的を問わずに、差し出すという外形的行為を禁止することは、刑罰対象として過度に広範とならないか。		<p>「盗撮する目的で」などの文言を条文上、明らかにしたいと考えております。</p>
7	スマートフォン、タブレット PC 等数多くの電子機器が街中に溢れている現状において、「写真機等」と一括りにして表現することは妥当であるか。		<p>「写真機等」とは、撮影機能を有する機器類の総称であり、当該機器類を端的に表現しているものと考えております。</p> <p>なお、他県条例の盗撮禁止規定におきましても、多くの道府県が「写真機等」と表現しているものです。</p>
8	公共の場における電子機器等の使用が過度に抑制されるおそれはないか。		<p>前記のとおり、取締り対象となる行為は、人物や風景等の通常の撮影行為ではありません。</p> <p>通常の撮影行為やメール送信、携帯ゲーム機での遊戯等と、差し出し行為とは明白に異なるものであり、改正後の条例により、電子機器等を使用することが心理的に抑制されることや普及促進等の妨げに繋がるものではないと認識しております。</p>
9	IT 機器の普及促進や技術革新の妨げとなる懸念があるのではないか。		
10	差し出し行為に使用した機器の撮影機能の有無を明確にするべき。		<p>当該機器の撮影機能について、確認することとしております。</p>
11	盗撮行為について、嘘の被害申告をした者にも罰則を適用すべきではないか。		<p>盗撮に限らず、虚偽の被害申告をした者は、刑法又は軽犯罪法の処罰対象となっております。</p> <p>被害を認知した際は、捜査を尽くし、事実関係を明らかにしてまいります。</p>

12	盗撮禁止規定についてであるが、身体の一部をさらす服を着る女性側にも問題があるのではないか。		スカート等は、女性のファッションとして定着しているものと認識しております。
13	女性の被害が多いことは承知しているが、男性の被害についても相談しやすいよう配慮をお願いしたい。		相談者の性別に拘わらず、被害に係る相談を受け付けており、県警察ホームページ等に各種相談の窓口を紹介しております。 今後も、県民からの相談に迅速、適切に対応してまいります。
14	複数で行う「集団ストーカー」による被害についても、救済していただきたい。		発生事案ごとに、関係者からの聴取等を行い、事実関係を明らかにしていくこととしております。
15	連続メール等の送信を禁止行為とすることは、日常のメール送信の過程において、冤罪に巻き込まれかねない。 よって、ストーカー規制法同様、禁止命令等の段階を踏むべき。 また、メール内容も、人権侵害の内容に限定するべき。		条例では、みだりに、拒まれたにもかかわらず、反復して電子メールを送信する行為を規制するものであり、日常のメール送信行為とは、内容が大きく異なります。 また、人権侵害の内容に限定した場合、嫌がらせ目的での空メール送信行為などを規制できないこととなり、県民生活の平穏を保持するという条例の目的が達成できなくなるおそれがあります。
16	LINEにより、不利益情報を拡散させ、集団で「凝視する」「にやける」等の行為を行わせることも規制対象にしてほしい。		「凝視する」「にやける」等の行為は、日常的に行なわれる行為であることから、規制対象にはなり得ないと考えます。